

将来の理想の生徒像へ向けて、
個性を生かし、豊かな自己表現を
目指す服装の在り方の提言書

令和5年3月20日

おといねっふ美術工芸高校
身だしなみ検討委員会

はじめに

※生徒総会を経て提言書素案より変更箇所のみ下線で示しています。

① 本提言書の目的

令和4年2月、一部の本校教員により、制服の購入や金銭的な負担（一人1台PC・タブレット端末を購入することが令和4年入学生より開始）を背景に、制服の廃止が提案されました。3月には教員がルールを設定し、生徒の私服登校を2週間実施しました。

令和4年5月、教職員より本校の制服ならびに服装の在り方について考えることを生徒会に打診されました。生徒会は本来業務への影響を考え、有志生徒を募り委員会を結成し、結論を出すことを決定しました（5月生徒総会より）。

本委員会は6月より始動し、生徒や教職員、寮職員に協力してもらい様々な活動を行い、ここにその結論となる提言書を完成させました。

② 配布先

生徒総会で可決されましたので、校長先生・先生方・生徒会執行部・生徒への配布。
保護者には、HP ページでの掲載を行います。

③ 読んでもらう人に理解して欲しいこと

この提言書の内容は、現在の生徒よりもこれから入学してくる生徒に関わってきます。将来入学してくる生徒や保護者の立場になってこの内容を読み、判断してもらえるとありがたいです。

次にこの内容は、生徒総会で過半数以上の生徒の承認を目指しており、今後の入学生の学校生活にも関係するため、一票を大切に参加してください。

この提言書は提案であり決定事項ではありません。議決後であっても生徒または先生方がルール作りに参加し、意見を言える機会があります。提案のすべてに賛同できないから反対ではなく、自分も含めより多くの方が納得できるかどうかの視点で投票してもらえればと考えます。

最終的な校則の判断者は校長先生です*1。生徒総会で議決されたとしても、そのまま反映されるかは別の問題です。ただし、本委員会はその点も考慮し、様々な人の立場に可能な限り聞き取り、議論を重ねた提言書となります。

④ 生徒総会前後のスケジュール

本委員会は令和6年度入学生より実施を目指しています。

3月の臨時生徒総会後には、校長先生に本提言書を手渡します。

その後、校長先生より提言書の返答をいただきます。（12月の中間報告会にて確認済み）。現在の制服業者と、令和6年度入学生の制服購入は、令和5年6月30日までが期日であることを確認しておりますので、それまでにこの提言書を活用していただき、結論が出ることを期待します。

校長先生の返答により、実施が決まりましたら、校則の改定に取り掛かります。その際の組織の在り方についても本提言書に記載していますので、ご一読ください。

*1 生徒指導提要（令和4年12月）P.101

校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

目 次

第1章 私服について

- ① 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- ② 用語の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- ③ 結論を導くための様々な議論・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- ④ 自由服や身に付けるもののルールや取り扱いについて・・・・・・・・P.8
- ⑤ 令和6年度実施に向けてのスケジュールや業務について・・・・・・・・P.10

第2章 制服について

- ① 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
- ② 用語の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
- ③ 結論を導くための様々な議論・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
- ④ 行事等で使用する儀式服について・・・・・・・・・・・・・・・・P.14
- ⑤ その他（他校制服・購入時期・採寸）・・・・・・・・P.15

第1章 私服について

① 結論

- (ア) 学校の日常生活（登下校、教室での授業、休み時間等）において、服装の自由化を提言します。
- (イ) 工芸授業・体育については、P.8「自由服の制限」を参照してください。
- (ウ) 行事・儀式の在り方については、P.14「行事等で使用する儀式服について」を参照してください。

② 用語の整理

- (ア) 自由服・・・私服、ジャージ、作業着、制服（購入者のみ）
- (イ) 本校の制服（以下公式制服）やその他制服の私服扱いについては、P.15「他校の制服の着用について」について参照してください。

③ 結論を導くための様々な議論

(ア) 自由化を望む委員の意見

- ① 「自分に合った服を着ることで個人の問題（肌トラブルやジェンダー意識）を解消できる」「選択肢をお互いに認めあえることで多様性が広がる」「体温調節がしやすい」「本校は毎日作業着を着るので、着替えの手間が減る」「制服で統一しなくても特に問題はない」といった意見が多かったです。

(イ) 自由化にする不安への意見

① 委員からの意見

- 1. 「自由化することで制服を着たい人が着にくくなるのではないか」「周りの目を気にしたり、いじめにつながるのではないか」「制服を購入するより費用がかかるのではないか」「自由化することで、洗濯の回数が増えるのではないか」「服装を選ぶのは手間だ」「衛生的に大丈夫なのか」「寮に物（私服）が増えるのではないか」といった意見が挙がりました。

② 自由服（私服）相談会での意見

- 1. 自由服化に対して不安を持つ人の意見を直接聞き取るために、相談会を実施しました。参加は教員5名、生徒会11名、一般生徒0名です。その時の意見を一部抜粋します。

「TPOが身につかなくなるのではないか」「現在でも男子寮は洗濯機が不足していると感じるのに、自由化になったら、洗濯の回数が増えるのではないか」「授業に差し支え無ければ何でもいいというのは違うと思う。例えば上下スウェットなどは、授業を行う先生方に無礼になるのではないか」「私服にすることへのメリットが見えてこない」「制服派（私服反対派）が意見を言いにくい相談会になっていないか」「制服のほうが指導しやすい」

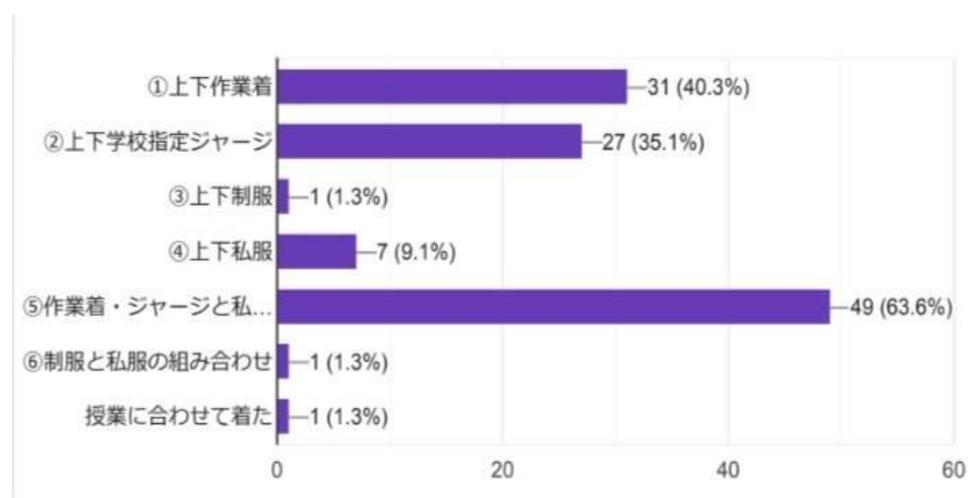
(ウ) 本校生徒や中学生・保護者へのアンケートや調査を通じて分析したこと

- ① 私服お試し期間後の生徒用アンケート結果から、期間中制服を多く着用したと回答した人が少数だったことに加え、ジャージ・作業着と私服との組み合わせが一番多かったです。

【表1－自由服期間中の服装】

『私服お試し期間（8/16-9/30）後のアンケート質問項目1』

どのような服装で校内を過ごすことが多かったですか？（最大2つまで選択）



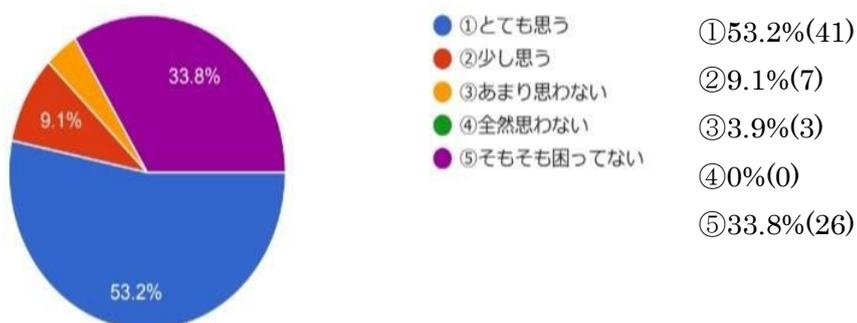
※⑤は作業着・ジャージと私服の組み合わせ

- ② 私服お試し期間後の生徒用アンケート結果から、制服を自由に選択することで個人の悩みを解消できたと回答した生徒も多く見られました。

【表2－生徒困り感の解消】

『私服お試し期間（8/16-9/30）後のアンケート質問項目18』

期間中は自分の体質に合った服を選択することで、個人の服装の困り具合は解消されましたか？（例として、ワイシャツは肌に合わない、多汗症、アトピー等）



- ③ 私服お試し期間後の教員用アンケートから、授業中に一律でない服装で授業

を受けることに對し特に気になることはなかったと全員一致で回答されました。

【表 3－授業中の教職員の反応】

『本校教員アンケート 質問項目 2』

授業中、一律でない服装で授業を受ける生徒を見てどう思いましたか

- ①気にならなかった 10人
- ②生徒の授業態度について気になることがあった(服を触って授業を聞いていなかったなど) 0人
- ③わからない・その他 1人

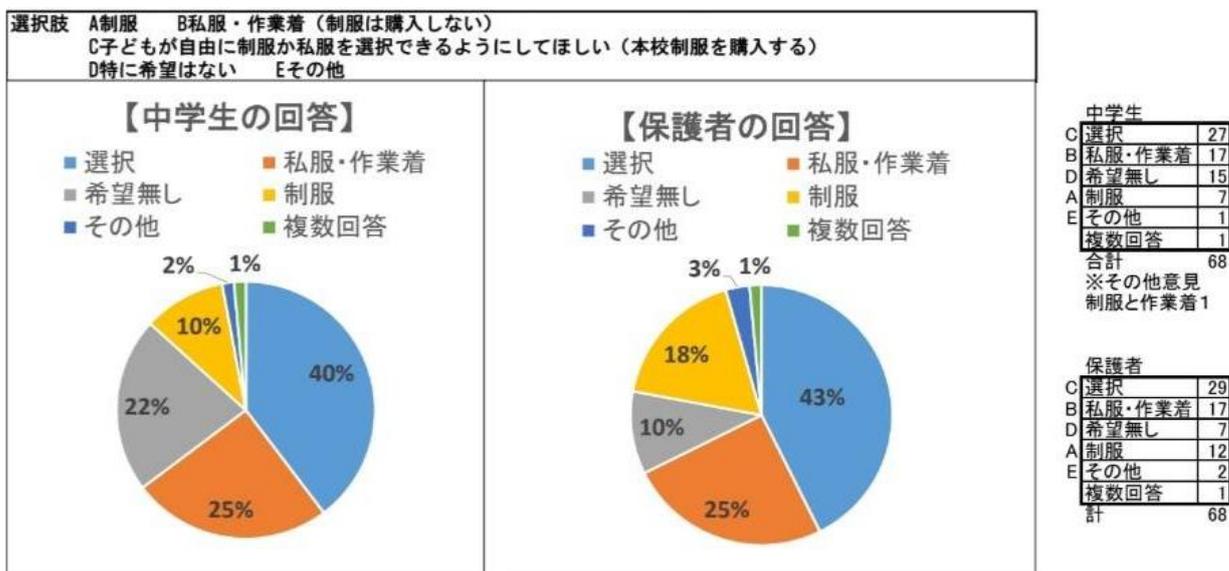
- ④ 一日体験入学での中学生・保護者からアンケート結果から、「私服・作業着のみ」「私服・作業着に加え、制服購入を選べる選択式」と回答した中学生は、合わせて 65%、保護者は 68%という結果でした。

【表 4－中学生・保護者の意見】

『一日体験入学アンケート』

中学生：高校ではどのような服装をしたいと思いますか？

保護者：お子様にどのような服装で学校生活を過ごしてほしいですか？



- ⑤ 寮の洗濯機の数进行调查すると、下記の【表 5】の結果となりました。調査結果より、今後、学校全体で協力することで、解決できる問題だと考えています。

【表 5 寮の洗濯機の問題】

『洗濯機・乾燥機が不足している件についての調査結果』

女子

男子

学年	人数	台数	1台あたり	人数	台数	1台あたり
1	26	9	2.3人	10	2+4/3	3人
2	22	8	2.7人	14	2+4/3	4.2人
3	20	5	4人	17	2+4/3	3.9人

※男子は学年共用で4台使用しているため、4/3で計算。
 ※入学して来る生徒の人数によって洗濯機・乾燥機があたる台数・比率は変化する。
 ※洗濯機・乾燥機の学年ごとの割り当ては寮生会が決めている。

【聞き取りで見てきた洗濯機の使用状況】

・服装自由化以前に、運動部などは毎日洗濯できていないことから、そもそも不足している問題がある。一方で、生徒が洗濯・乾燥終了後に入れっぱなしにしているため思うように洗濯できないのではないかという意見も上がっている。

(エ) 議論や活動を通じて導き出された結論

- ① 自由化に対して不安に思っている生徒・教員がいる一方で、服装の自由化をすることで「利便性」「多様性」「快適性」の面での賛成する生徒がいます【表1－自由服機関の服装】【表2－生徒困り感の解消】。アンケート結果の数字だけでの分析では、お互いが納得することは難しく、一つずつ観点を設定して結論を出していきました。
- ② 金銭面に関しては、制服・私服のみ特化した具体的な研究結果は見つけることができませんでした。委員会としては、出費の総額は私服をどれくらい購入するか個人による、本校は寮生活でも私服を着用しているので着回しは可能、いじめや嫌がらせといった、アンケートからは出てこないのも、周りの目を気にして服装を購入しなければならない状況はほぼ来ないと考えます。
- ③ TPO に関しては、教員のアンケート結果でも意見が分かれました*2。委員会では、統一した服装だけに限定しては TPO を考える機会は生まれません。また、見た目の統一だけを目的とするのであれば作業着もある、と考えました。ただし、見た目の統一だけの必要性の考えとしては、見学旅行を除いて（見知らぬ土地で、時間厳守な集団行動をするので、はぐれにくい・見つけやすい）、委員会としては見出せませんでした。

*2 「集会時の時の服装は自由でしたが、それを見てどう思いましたか？」の質問に対し、自由記述にて、TPO について述べた先生が2名いました。

- ① 今後社会に出るにあたり適切なタイミングに適切な服装をする力は身に付けてほしい
- ② T シャツ短パンなどのラフな生徒が多く、制服の生徒も少なく、TPO は考えられない

- ④ 自由服の導入に対し不安を持つ人に対しては、自由服（私服）相談会を実施し、

現時点では不安についても一定以上の解消ができているものと考えます。実施後にはその不安はさらに解消されるものと感じており、実施後にその不安を聞き取り改善していくことで、さらに本校の生徒が個性と豊かな自己表現を養い、学校生活や授業に向き合えると考えます。

- ⑤ 在校生だけでなく今後入学してくる生徒・保護者からも服装を自由に選択し着用したいという声が多数をしめています（P.5【表4－中学生・保護者の意見】）。
- ⑥ 結論：これらのことを総合的に判断し、服装の自由化を提案します。詳細なルールについては、自由化が決まり次第で対応可能と考えます。ルールについての提言はP.8「自由服や身に付けるもののルールや取り扱いについて」で、本委員会の提言を記載しています。

(オ) その他

- ① 保護者70家庭に提言書の素案を郵送(2/27)したところ、1次集約の3月8日現在、17家庭からのご意見をいただきました。このご意見の取りまとめ、そして返答は後日本校HPにて掲示します。

(カ) 委員会で取得したアンケート結果や資料

<p>私服お試し期間（8/13-9/30）後アンケート（生徒回答） https://bit.ly/3kCkm5v</p> 	<p>私服お試し期間分析結果 https://drive.google.com/file/d/1hDNB5K3I7GHJRgczkccXEtKEB4t7dV/MF/view</p> 
<p>一日体験入学アンケート https://bit.ly/3Dxl0rJ</p> 	<p>令和5年2月 身だしなみ検討委員会活動報告書 Ver.2 https://drive.google.com/file/d/1Y7dM20jJdrnSb-2Te57J2wBFHMEyd-fC/view?usp=share_link</p> 

④ 自由服や身に付けるもののルールや取り扱いについて

(ア) 自由服の制限

- ① 普通教科の授業や登下校での私服の種類については特に禁止を設けなくてよいと結論づけました。服装自由化試行期間において、禁止事項を設けませんでした。問題が起こらなかつたと考えます。本校の生徒は各自で考えて服装を選べると判断しました。
- ② 工芸棟での授業では（工芸棟の規則に則り）制限が設けられます。
- ③ 体育の授業については、(校則に基づき)、教科担任の指示に従うこととします。
- ④ 加えて入学式、卒業式、入試や入社試験では私服を禁止とします。(あわせて P.14「行事等で使用する儀式服について」も参照してください。)

(イ) 上靴について

- ① 跡や色が床につくようなもの、大きな音が鳴るもの（下駄など）、かかとがないもの、ヒールのあるものは禁止とします（避難時に危険なため）。それ以外の物を認めます。生活のやすさの観点より、授業の休憩時間の履き替えを認めます。中学校3年生で靴を購入してしまった生徒は、引き続き使用できます。
- ② 進路・卒業式の時は、服装と場面に合うかを考えて着用してください。
- ③ 工芸棟、体育での授業については教科担任に従うこととします（身の危険が伴う授業のため）。工芸科長と体育科の先生と次のことを確認しました。

工芸棟	靴底は白かゴム。かかとは必要。靴底・アッパー（足の甲の部分）が薄いものは不可。運動靴でも可
体育館	靴底は白かゴム。かかとと紐があるもの。スパイクや外用靴を併用することは不可。走る・止まるといった急な動きに対応できるもの。

- ④ 現行の学校指定上靴は現在 6,200 円で販売されています。現在の上靴は強度などの問題はないですが、「現在の上靴を選択制で購入したい」との意見がありましたので、業者の方に選択購入可能かの確認をし、実際に現在の上靴を購入したいかどうか、一日体験入学時にアンケートをとろうと考えています。

(ウ) 体育授業の服装、学校指定ジャージについて

- ① 体育科の先生からは、自由服化した際は着替えの手間が発生するので、指定ジャージではなくても可とします。
- ② 現在のジャージの問題点として、委員会からは 18,500 円のセット購入（長袖上下・短パン）しかできないこと、卒業後は部屋着でしか使えない（大学・専門学校に使えるデザインではない）ことが挙げられました。一方で、今までジャージを購入する機会がなく、体育の授業しか使わないので学校におまかせ購入したい委員もいました。
- ③ 業者に確認したところ、現在の学校指定ジャージの選択購入、一部購は可能でした。また、業者から購入する場合、名前の刺繍はあります。

- ④ 現在のジャージの着用について、体育授業で使用しても構いません。ただし、扱いは私服であるため、工芸棟での着用、私服が不可とされる場合は禁止とします。その他各自でTPOを考えて着用してください。

(エ) 他校の自由服でのルール (今後の参考までに)

- ① 現在全国の私服導入高校に調査中です。生徒総会議案審議までに公表する予定でしたが、間に合いませんでした。現在、2022年に校則を改定し、服装の自由化を実施している道外の高校と連絡を取り合っています。

(オ) アクセサリーについて

- ① 校則に従い着用禁止とします。ただし自由化適用後、検討すべき事案と考えます。委員会としては、お試し期間中の事前調査、開始1週間後の調査と、問題がないか確認するため2回の調査行いましたが、匿名による指摘が1件のみで、改善を促すほどの意見はありませんでした。
- ② 生徒アンケート結果では、特に自分・他人のアクセサリーが問題となる結果は見られませんでした。
- ③ 教員アンケート結果では次のような集計となりました。

【表6】

『本校教員アンケート 質問項目4』

今回のアクセサリー着用についてどう思いましたか。(複数回答可)

- ①表現の幅が増えていいと思った。 3名
②もっと着用してもいいと思った 1名
③アクセサリーによっては学校への着用が気になるものがあった 3名
④学校で着ける必要はないと思った 4名

●その他自由記述

「個人的な意見としては、表現の幅が広がり面白いと思いました。(美術工芸高校ですし!)」「ピアス・アクセサリーの紛失の話を何件か聞いた。(2名)」「アクセサリーは趣味でありつけてくる必要性はないと考える。休日に楽しめばよい。(2名)」「現在もマスクの端にアクセサリーをつけてる状態が2年近く続いています。それに対しても特に問題に上がってませんでしたね。」「高校生だから、盗難が無ければ管理は個人の問題です。」「授業中の着用で促した時『やっぱダメか』という発言があったりした。」「目上の人と話すときにアクセサリー(特にピアス)は気になる。」「工芸棟にそのままつけてくる生徒が増加。大きいリボンシュシュやヘアアクセは機械使用時に危険なので、声掛けで外してもらっている。」「おしゃれしたい気持ちも理解できるので、アクセサリーについては習慣になれば問題ないと思います。」「工芸棟での指導はありませんでした。」

⑤ 令和6年度実施に向けてのスケジュールや業務について

(ア) ルール決めの組織づくり

- ① 身だしなみ検討委員会すべての委員と参加したい生徒会でルールづくりを進めて行きたいと考えます。ルールや校則づくりは、様々な価値観から生まれる意見をまとめる必要性から、参加者のエネルギーや労力が大きいです。積極的に考えたい人が自主的に取り組むことが大切と考えます。この内容は生徒会執行部とも確認しています。参加しない生徒会役員には生徒総会の補助などを協力してもらいます。
- ② 新入委員の募集は、校長先生からの提言書の返答により、今後の活動の見通しができたときに開始します（返答内容によっては募集できない可能性もあります）。
- ③ 委員会発足時に、職員会議では次のことを確認しています。

2. 本委員会の目的の確認

⑤私服化が実現した際は、引き続き私服化の細かなルール作りの議論や、規範意識を高める活動に取り組めるように、活動全体を通じてその素地を養う。

※令和4年5月16日「私服化（服装）検討委員会（仮）発足について」

(イ) ルール決めの方針づくり

- ① ルールに対しては様々な人の意見があるので、「最上位目標」である方針を立てながらルールを作っていくことを提案します。ここでは参考までに、委員会の指針を公表します。

委員会の「指針」

- ① 様々な人からの集約した数字をもとに根拠をもった発言をするだけにとどまらず、少数派の意見、多様な意見に耳を傾けて、より多くの人が納得できる結論を目指す。
- ② 制服を着たい人・制服以外の服装を着たい人の両方が、それぞれ自由に選択し、生活のしやすさ、多様性の尊重、自己表現ができるようにする。
- ③ 全校生徒に、この服装の問題を自分事として考えてほしい。考える機会や、そこから生まれる意見を集約する、そういったプロセスを大事にしていく。

- ② 委員会として今後ルール作りに携わったときには、他校への調査結果も参考にしながら、ルールの目的を考えながら、より多くの人が参加し納得できるように決めていきたいと考えています。

- ③ 私服については、一律にルールを作ることは難しいと考えます。ルールをどう守らせるかではなく、なぜ守るかを生徒が自分たちで考えることが大切だと思います*3。いたずらに可能性を考えるのではなく、現行の校則で問題なかったことは引き続き問題なしで自由化を実施するといった線引きが必要だと考えます。

(ウ) ルール作成のスケジュールと試行期間の実施

- ① 令和5年度9月に行われる、中学生への一日体験入学にはルールの試案を完成、公表させたいと思っています。またその前に全校生徒と保護者に意見をもらい改善に務めます。
- ② 試案ルールで実際どうなるのか10～12月に試し、1月以降に改善や修正をして、令和6年度スタートして行きたいと考えています。

*3 生徒指導提要（令和4年12月）P.103

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

制服について

① 結論

(ア) 制服を購入したい人は購入し、制服を購入しない人は儀式服を用意する、制服選択制を本校は導入することを提言します。

② 用語の整理

(ア) 儀式服・・・儀式や進路活動等において、基準となる装い。スーツ、公式制服、非公式制服の3種類に限定する。

(イ) 公式制服・・・学校が購入機会を用意した制服。デザインは現在の制服のまま。

(ウ) 非公式制服・・・公式制服以外の制服とみなされるもの。

③ 結論を導くための様々な議論

(ア) 制服を全員購入することについての議論まとめ

(1) 服装自由化が導入されれば、日常生活において制服の着用を必要としない生徒にとっては、儀式の数も限られており、そもそも制服を購入する必要性を感じなくなると考えます。

(2) 儀式制服はスーツで代用可能だと考えます。制服よりもスーツのほうが、将来を見据えた社会に適応した服装であると言えます。フォーマルな装いが高卒後にも求められる現状があり、スーツのほうが長くつかうことができます。ただし、まだ体の成長がある生徒は購入時期については考えなければなりません。

(3) 金銭面については、服装の自由化により私服を購入した場合の金額が人それぞれなため、トータルの出費は各生徒それぞれとなります。ただし、現在5万円する制服よりも市販のビジネススーツは間違いなく安いと考えます。

(4) 制服が持つ教育的な意義（TPO や統一感）については、自由服化で提言した P.6 (エ) ③をご確認ください。

(イ) 制服を完全廃止することについての議論まとめ

(1) 「着回しを考える手間」、「おしゃれ感」、「高校生活が最後の機会」という理由に、制服を着たい生徒が将来的にも一定数はいる可能性が十分にあります。

(2) 本校の制服が無くなることで、生徒の選択の機会や多様性が失われます。制服があることで、スカートが履けていた、周りがズボンを履いているとスカートを履けなくなるという意見があります。また、自由化でも委員会としては私服扱いで制服の着用はできると考えますが、周りの雰囲気ですべて制服が着られなくなってしまっている人がいるのではないかと考えます。

(3) 非公式制服は生地感の耐久性や通気性に難があり、3年間継続して着用したい生徒にとって代用できるものとはならないと考えます。「学校での購入は廃

止したが、市販では売っているので代用してください」、は新入生とその保護者に対し少し無責任だと思えます。

- (4) 新入生としては、学校での公式制服があれば、保護者に購入をお願いしやすくなります。

(ウ) 各種アンケートによる参考となる結果

- (1) 私服お試し期間後のアンケート結果から、制服を着て登校した人は少なく、その日の授業や所属する部活動によって服装を決める人が多数でした。その多くは、作業着・ジャージと私服の組み合わせでの登校を選んでいました。

(P.4【表1－自由服期間中の服装】)

- (2) 本校制服を購入し自由に制服か私服かを選択する選択制と回答した中学生は40%、保護者は43%とどちらも選択肢の中で一番多い結果となりました。

(P.5【表4－中学生・保護者の意見】)

- (3) 本校生徒のお試し期間後アンケート結果により、制服に必要性を感じない生徒、制服に多様性・着回しを求める生徒の両方を確認することができました。ただし、このアンケートの質問方法に問題があったのではないかと(①は自分事ではなく一般意見として回答したために、そして複数回答だったために、票数が増えた)という意見も会議では出されました。

【表8－私服・制服への生徒の意見】

今回は、制服も含めての服装を自由に選択できましたが、それについてはどのように考えますか？1年生は前回のことは気にせず回答してください。(複数回答)

①服装を選ぶ視点では、制服は必要性を感じなかった。	51%
②制服があると、選択の幅が広がって良いと思った。	28%
③制服があると、毎日の着回しを考える負担が減った。	17%
④服装に統一感がないことで、学習に支障を感じるようになった。	2%
⑤その他	2%
・今回は特に問題なかったが、これからの進路活動で制服がどう関わってくるかが心配である。	

(エ) この議論を通じて導き出された結論

- (1) 購入を望む人、望まない人にそれぞれ納得ができる理屈がありました。現行制服(服装自由化の際には公式制服)の選択制が業者の努力により実施することが可能なので、その両方が納得できる現行制服の購入選択制を結論とします。
- (2) 制服があることによる教育的意義
1. TPO や統一感については、自由服化で提言した P.6 (エ) ③をご確認ください。
- (3) 学校の役割
1. 制服があることでスカートをはきやすくなる、逆に制服があることでジ

エンダーを意識させられるなど、少数かもしれないが制服に対して、様々な賛否両論があります。学校として、周りの目を気にしないでいい環境を作っていけるよう、本提言書の内容をもとに先生・生徒で協力していくことが大切だと考えます。

(4) 将来の見通しについて

1. 将来の入学生や教員が、この購入選択制に対し再検討してほしいと思います。その時まで、身だしなみ検討委員会が継続していければよいと考えます。
2. 選択制が導入され、仮に5名の委員が新入生として入学した際、4名は制服を購入しない、1名は購入する（地理的問題や入学式前後の保護者の仕事の都合上）という結果になりました。

④ 行事等で使用する儀式服について

(ア) 儀式服の種類

- (1) スーツ、公式制服、非公式制服

(イ) 儀式服の着用機会について

	入学式	卒業式 入試・OC	村内 進路等講話	名寄 帰省	集会登壇 しない人	定期考査
儀式服	○※1	○※2	○	○	○	○※4
私服	×	×	○	○※3	○	○※4

(ウ) 入学式について (※1)

- (1) 入試時に採寸した公式制服は入学式に間に合いますが、入学前の時点で制服の購入を迷う生徒・保護者もいるため、非公式制服も認めます。また、高校1年生では体の成長途中であるため*4、入学式の時点で卒業式のスーツ購入をためらう家庭もあると判断しました。なお、中学校の制服も非公式制服として扱うので、中学校制服でも参加できます。

(エ) 卒業式・入試について (※2)

- (1) 卒業式・入試時には、非公式制服を認めず、スーツと公式制服のみとしました。また靴に関しても式典・入試という場を考え、あまり華美になる靴の着用は控えてください。ただしオープンキャンパスは私服可です。

*4 政府統計 e-Statによると、2015年男子の14歳の平均身長は165.1cmに対し、17歳の平均身長は170.7cmであり、5.6cmの差があった。一方女子は14歳が156.9cmに対し、17歳は157.9cmであった。

<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003147022>

(オ) 帰省について (※3)

- (1) 他校と制服が被ることによるトラブル・被害を問題視していますが、帰省場所も人によって様々であるため、一律に制限することはできません。また、明らかに他校の服と限定されるものは禁止されている (P.15「他校の制服の着用について」に詳細を書いています) ので、問題に巻き込まれるとは考えにくいです。現在、制服有でも私服で帰省しているため、儀式服での帰省は増えないと考えます。そこにルールを設けて取り締まったり、注意したりする必要もないと判断しました。

(カ) 定期考査について (※4)

- (1) 共通テストに準じ、英語文字・地図・漢字は不可とします。事前の周知、実施して問題が見つかったからの対応で十分だと判断しました。

(キ) その他行事について

- (1) 全校集会で登壇する生徒
 1. 登壇する生徒が所属する組織の担当の先生の判断に任せます。
- (2) 宿泊行事 (見学旅行、宿泊研修、デザインスクール)
 1. 担任、生徒で服装について話し合っ決めておくことが大切だと考えます。
- (3) 高大連携・講話 (薬物乱用防止、赤ちゃんふれ合い体験、進路講話等)
 1. 現在、担当の先生が決めているため、今後もそれぞれの場面に合わせて指示をもらいたいと考えています。

⑤ その他

(ア) 他校の制服の着用について

(1) 問題点

他校制服を着用することにより、他校に迷惑がかかる可能性、トラブルに巻き込まれる可能性が考えられるのではないかと、話し合いました。

(2) 委員会の考えと取り扱い

本校は他の中学校・高校と離れた場所に位置し、地域性からそういった事は考えにくいです。また帰省時は制服を着用してかえることは現状ではほぼありません。また、学校外でトラブルを起こさない、巻き込まれないような判断ができると考えます。ただし、他校の制服を着ることに不快感や不安感がある人も一定数いることは、先生方のアンケート結果*5 をみたことから分かっています。

そこで、「一目でその制服から学校が判別されない」ようにした制服のみを、非公式制服として着用を認めるべきと考えます。

- (3) 上記結論により、一目でわかる他校制服は本校での着用はないこととなり、今後は「他校制服」について議論の対象とする必要がなくなると考えます。

(イ) 購入時期と採寸方法

(1) 購入時期を取りまとめ、業者に来校してもらった採寸をします(業者とも確認済み)。裾上げや袖直しは家庭での採寸は不安だからです。なお、家庭で採寸をして購入したい生徒は、直接業者に連絡して購入する手段も残しておいてよいと考えます。(その場合、一度発注した商品の交換が可能かどうか、現在業者に確認中。)

(ウ) 入試で採寸した場合は、入学式までに間に合うが、それ以降の購入は注文から2か月～2か月半かかることを確認している。先生方が入試時期の採寸の負担感を解消したいことは聞いており、また、生徒から入学式までに本校の制服じゃなきゃいやだとの意見もありませんでした。よって、入試時の採寸は行いません。一方で、地域や家庭の事情、年度初めの忙しさでスーツを購入に行けないとの声がありましたので、下記の可能性を6月までをめどに探ります。

①村内で採寸できる場所を探す、あるいは業者の人数を増やすことを願います。

②村外で採寸できるようにする。(ただし、地域差・日程も考慮する必要がある)

(エ) 議論しきれなかった部分

(1) 身だしなみには化粧も入るのではないか、という意見が委員会内で提案されましたが、時間の都合上今回は議論できませんでした。

*5 本校教員アンケートでは、11人中7人が他校の制服を着用することに不安や問題点を感じていました。主な理由は以下の通りです「他校の生徒に変装することになってしまう」「修学旅行でのトラブルにつながる(2名)」「他校に迷惑をかける可能性がある(3名)」「着る意味をそもそも感じない、理解できない(3名)」。